

事件番号 平成28年(ワ)第2407号  
事件名 自衛隊南スーダンPKO派遣差止等請求事件  
原告 平和子  
被告 国

## 準備書面 17

— 甲A26及び182、183号証について —

2019(平成31)年1月10日

札幌地方裁判所民事第1部合議係B 御中

原告訴訟代理人

弁護士 佐藤博文  
弁護士 池田賢太  
外

記

### 1 甲A26及び182、183号証の立証趣旨とその追加

(1) 上記文書は、自衛隊トップの河野克俊統合幕僚長(当時)が、平成14年に訪米した際の米軍高官らとの会談記録である。

原告は、この中から、自衛隊ジブチ基地が、海賊対処から、米軍の対アフリカ戦略の中に位置づけられつつあり、南スーダンPKO派遣もその一環と捉えられること(ワーク国防長官との会談結果概要/9~11頁)を立証趣旨とし、以下のとおり説明した。

『 河野統合幕僚長が「ジブチは海賊対処のみならず、他の活動における拠点にしたい」「防衛駐在官の増派も検討しており、AFRICOM と連携を強化したい」と述べたこと。AFRICOM とは、アメリカアフリカ軍のことで 2008. 9. 30 より実働。アメリカ欧州軍とアメリカ中央軍およびアメリカ太平洋軍の分担範囲を調節し、エジプトを除くアフリカ全土を担当範囲とする。しかし、全アフリカ諸国に駐留を拒否され、大陸内に未だ司令部を置けないでいる。』

- (2) 上記に加え、同文書の「オディエルノ陸軍参謀総長との会談結果概要」（2～5 頁）の中で、河野統幕長が、「集団的自衛権や安保法制の議論」が進捗し、「集団的自衛権の行使が可能となった場合には米軍と自衛隊との協力関係はより深化する」と述べ、「予定通り進んでいるか？」という質問に、「与党の勝利により来年夏までには終了するものと考えている」と回答している。

このような発言を、安保関連法案が作成されてもいない段階で自衛隊トップが行なうことは、シビリアンコントロール及び法律による行政の原理に反し、PKO協力法を含む安保関連法の違憲性を裏付ける間接事実の1つである。

そこで、以上も立証趣旨に加える。

## 2 甲A26及び182、183号証の関係

- (1) 甲A26は、甲A182の一部である。

甲A182は、仁比聡平参議院議員が国会で提示した文書とされるものである。表紙の最下段の「担当者」の名前がマスキングされている。このマスキングは仁比聡平参議院議員の方で行なったものとされる。

甲A183は、情報公開請求に基づいて開示された文書である（本文は黒塗り）。1頁目（これを以下「表紙」という）の「了」の決済欄と各頁の右肩の「取扱嚴重注意」に抹消線を引いて「秘」の判を押して「×」をつけ、左下にも「秘」の判を押して「×」をつけている。

- (2) 被告は、甲A182と甲A183は、1頁目（以下「表紙」という）の決済

欄の「了」の字の大きさや位置が違っていると指摘する（平成29年12月20日書証認否書（2）。確かに被告が指摘するとおりの違いはある。

しかし、2頁目以下は、右肩の「取扱嚴重注意」と左下の「秘」の記載の所を除けば、左側欄の発言者の文字や間隔が全く同じであり、本文自体は同一と推認される。被告国も違うという積極主張はしていない。

なお、仁比聡平参議院議員が国会で提示した文書を漏洩したとして強制捜査を受けた現職自衛官（大貫修平氏）が、国家賠償請求訴訟を提起し、現在係属中である（埼玉地裁平成29年（ワ）第650号。以下「冤罪捜査国賠訴訟」という。原告意見陳述書/甲A249、新聞記事/甲A252）。同原告がパソコンに保存していた文書（部署内に配信されていたもの）は、表紙に「了」の決済印のないもので、本文自体は、甲A182と同じである。

(3) 以上より、現在、3種類の文書が存在していることになり、これらの違いは表紙と「秘」の処理記載にある。これらは防衛省の事務処理に係る事項であるから、その説明責任は防衛省にあるといえる。

(4) ところで、本文書をめぐる経緯は、以下のとおりである（被告にはこれに対する認否を求める）。

① もともと同文書は、防衛省内の一般的な業務に使用する端末で作られ、関係部署に配布されていた（大貫修平氏のパソコン中にあったもの）。

② 平成27年9月2日、際議院特別委員会で仁比聡平議員が同文書を提出して防衛大臣に追求。これが甲A182である。

③ すると、翌日3日、統合幕僚監部、同文書を「省秘」に指定する。従って、「秘」の印がある甲A183は、これ以降のものと推察される。

④ 同日3日、河野統合幕僚長が、記者会見で「今、防衛省内で確認中」と発言。

⑤ 4日、中谷元防衛大臣が「この資料が防衛省が作成したものか否かを含めまして調査をしている」と発言。

- ⑥ 5日ころ、統合幕僚監部から省内に、同文書を削除するよう連絡があり、業務パソコンからデータを削除。甲A183の「秘」に×印が突いているのは、かかる省内処理と関連がある可能性がある。
- ⑦ 7日、防衛省は、鴻池祥肇・参議院特別委員長に、「統幕文書は存在しない」と通知。
- ⑧ 11日、安倍首相、参議院特別委員会で「仁比議員が示された資料と同一のもの存在は確認できなかった」と発言。

### 3 大貫裁判において被告国は甲A182号証に異義を述べていない

冤罪捜査国賠訴訟で、原告は、本件の甲A182号証を甲1号証（写し、作成者・防衛省）として提出しているが（甲A250）、これに対して被告は、本訴訟のような異義は述べていない（甲A251）。けだし、防衛省は大貫氏に本件統幕文書（甲A26）の秘密漏えいの嫌疑をかけているのだから、防衛省に同文書が存在していることは当然である。

### 4 甲A183号証の説明に対する求釈明

甲A183は、防衛省が開示した文書（本文は全部黒塗り）であり、当然被告は成立を認める（平成29年12月20日書証認否書（2）3頁以下）。

そうであれば、各頁の右肩に「取扱嚴重注意」と書かれ、その上に抹消線が引かれ、その上に「秘」の判が推され、さらに「×」がつけられ、左下にも「秘」の判が押されて「×」印がつけられていることについて、それぞれの処理の意味を具体的に説明されたい。

なぜならばそれが、裁判所が、甲A182あるいは実際に存在する防衛省内部文書（前述したように被告は国会答弁でこの両者の同一性を否定している）の作成経緯や成立の真正等を判断する材料になるからである。

以上